

基本目標

2

「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）

資源を無駄なく有効に利用できる循環型都市の構築は、環境都市の基礎基盤となる重要な取り組みです。区は、国や都とともに、法令に基づく事業者への指導等により、ごみの発生抑制や循環利用を推進していきます。

区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任をあらためて認識し、家庭で、職場で、事業活動で、あらゆる場面でごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組むことにより、更なる循環型都市の実現を目指します。

(1) 指標・目標値

指標	基準 ^{注1)}	目標 平成39(2027)年度
区民1人1日あたり収集ごみ量	567g	440g ^{注2)}
資源化率 (ごみの排出量のうち資源化できた割合)	26%	31% ^{注2)}
スケルトン車両を使った環境学習	44箇所	継続
食品ロス削減の認知度	イベント・アンケート 等で確認	100%
世論調査による環境満足度	35%	45%

注1) 基準は年度記載のあるものを除き、計画策定時点の最新データ〔平成28(2016)年度〕。

注2) 関連計画等で2022年度目標を設定。

(2) 目指す方向性

『基本目標2「持続可能な循環型都市」を実現する』では、以下に示す4つの目指す方向性を定め、区民・事業者・区のそれぞれの行動により、その実現に取り組みます（具体的な行動内容はp119からの環境保全行動指針を参照）。

1 ごみの発生抑制を推進する（p73～p74）

区民の 役割	ごみの減量をはじめ、無駄な買い物はしない、不用品を再使用する等、ごみを出さない暮らしに取り組みます。
事業者の 役割	事業活動において、ごみの発生抑制や生産・販売する製品等の購入者・利用者のごみが少なくなるように配慮します。
区の 役割	区民、事業者の取り組みを支援するとともに、区を代表する事業者として率先してごみの発生抑制に取り組みます。

2 資源リサイクルを推進する (p74~p76)

区民の 役割	リサイクルの仕組みや方法を正しく理解し、資源をリサイクルします。
事業者の 役割	自らが排出する事業系ごみのリサイクルや、生産・販売する製品やサービスにおいてリサイクルが可能となる仕組みを検討・運用します。
区の 役割	地域や団体と協力し、家庭におけるリサイクルを促進するとともに、事業系リサイクルシステムの運用等により、事業者のリサイクルを促進します。

3 情報提供と区民参加を推進する (p76~p77)

区民の 役割	学習講座や地域活動等に参加し、正しい知識に基づき資源循環型のライフスタイルに取り組みます。
事業者の 役割	ごみ処理に関連する情報を注視するとともに、地域活動等への協力により、区全域の資源循環型社会の実現に貢献します。
区の 役割	子どもや区民、事業者を対象に環境教育の機会を積極的に提供するとともに、イベント等を通じてごみの減量やリサイクルについて啓発します。

4 適正処理を推進する (p78~p79)

区民の 役割	正しい分別やごみ出しに取り組みます。
事業者の 役割	事業活動に伴って生じたごみを責任をもって適正区分し処理します。
区の 役割	効率的で環境負荷の小さいごみの収集運搬体制を整えるとともに、区民や事業者にわかりやすく情報を発信し、家庭や事業所での取り組みを支援します。

(3) 施策と取り組み

目指す方向性 ①

ごみの発生抑制を推進する

ごみの発生抑制を推進することは、省資源・省エネルギー・大気等への環境負荷の低減等、その効果は多岐にわたります。区のごみ量は近年減少傾向にあります。引き続きこの傾向を維持するため、更なる発生抑制に取り組みます。

区の施策

□ 家庭ごみの発生抑制

ごみの発生源である区民一人ひとりがごみ減量の意識を高め、日常生活で実践することが重要です。ごみの減量をはじめ、無駄のない買い物や使い捨て製品の使用抑制等、ごみを出さない暮らしへの支援や意識啓発を図ります。

□ 事業系ごみの発生抑制

事業者は自らが排出するごみを必要以上に発生させないよう努めるとともに、区民のごみの排出を抑制する支援を行う役割を担っています。事業活動から生じるごみの減量に積極的に取り組むよう働きかけるとともに、事業系生ごみ処理機の費用の一部を補助し、導入を支援します。また、区も一事業者として発生抑制に積極的に取り組んでいきます。

□ 再使用の推進

ごみを減量するためには、使い捨て型のライフスタイルを見直し、ものを長く大切にすることが重要です。リサイクルショップやフリーマーケット等の活動を支援し、再使用に関する情報提供や情報交換の促進を図ります。また、修理や部品交換を行い、愛着をもって長く使用するよう普及啓発していきます。

主な取り組み

■ 区民




- 🌱 生ごみの水切りに取り組みます。
- 🌱 食材の使いきりと必要な分だけ購入します。
- 🌱 マイバッグ・マイはし・マイボトルを携行します。
- 🌱 詰め替え製品の購入により、容器等のごみを抑制していきます。
- 🌱 リサイクルショップ・フリーマーケット・情報誌等を活用し、不用品を再使用していきます。

ーロメモ





▼リサイクルショップリボン
NPO 法人「エコタウンしながわ」が運営しているリサイクルショップで、『ものを大切に使おう』をテーマに家庭にある不用品を委託預かりし、販売しています。



■ 事業者

-  商品の簡易包装を推進します。
-  消費者への買い物袋持参の呼びかけ等により、レジ袋の使用を削減します。
-  生ごみの水切りの徹底や、ごみ処理機の導入等により、発生抑制します。

■ 区

-  生ごみ処理機（家庭用・事業所用）の購入費用助成を実施します。
-  製造事業者や販売業者へごみの発生抑制の働きかけを実施します。
-  リサイクルショップ運営・フリーマーケット実施・情報誌発行等で不用品再使用を促進します。
-  区の事務事業により発生するごみを抑制します。

目指す方向性 ②

資源リサイクルを推進する

資源のリサイクルを行うことは、ごみの減量や環境負荷の低減にも貢献します。区民・事業者・区が一体となって、限りある資源の有効な利用を図り、循環型都市づくりを進めます。

区の施策

□ 区民の自主的な活動の支援

集団回収を行う団体への支援を行い、集合住宅の集団回収への加入促進を図ります。また、地域の取り組みを積極的に支援し、区民やリサイクル団体との協働作業を通して資源の循環利用を推進していきます。

□ 区の資源回収事業の推進

資源回収ステーションでの資源（古紙・飲食用びん・飲食用缶・ペットボトル・乾電池・プラスチック製容器包装・蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計）の回収や拠点での資源（古着・廃食用油・不用園芸土）回収を推進していきます。（p76のコラム参照）また、資源の持ち去り行為に対するパトロールを実施し、適切に対応を行っていきます。

□ 事業系リサイクルの推進

生産者による、インクカートリッジ・携帯電話・オートバイ等の回収・リサイクルシステムについて、区民に情報提供し、事業者の自主回収を促進します。また、独自のリサイクルシステムがない小規模な事業所から排出される資源を回収する事業系リサイクルシステムを推進します。

主な取り組み

■ 区民

- 区 HP・情報誌からリサイクルの仕組み等を把握します。
- 資源ステーション回収・拠点回収・集団回収等に協力します。

■ 事業者

- 事業上で発生したごみについて、適切に分別を行い、リサイクルにつなげていきます。
- 可能な限り、自社でリサイクルシステムを構築していきます。
- 事業系リサイクルシステムを活用していきます。

ーロメモ

▼事業系リサイクルシステム

区内の事業者が対象です。

事業系有料ごみ処理券を使用してごみを排出するのに比べ、このシステムでは区内の事業所を専門にごみを回収するため、回収経費を抑えることができます。また、各事業所まで直接回収に来るため、資源回収ステーションまでごみを運ぶ必要がありません。

■ 区

- 資源ステーション回収・拠点回収・集団回収等により、資源リサイクル品目を充実させていきます。
- 資源持ち去り対策を推進します。

コラム

3R（スリーアール）

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称です。

一つめのR（リデュース）とは、ものを大切に使い、ごみを減らすことです。

例[1]：必要ないものは買わない、もらわない

例[2]：買い物にはマイバッグを持参する

二つめのR（リユース）とは、使えるものは、繰り返し使うことです。

例[1]：詰め替え用の製品を選び、容器を繰り返し使う

例[2]：いらなくなったものを譲り合う

三つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再生利用することです。

例[1]：ごみと資源を正しく分別して資源回収に出す

例[2]：資源を再生して作られた製品を利用する

コラム

資源回収

区では、資源の有効活用とごみ減量を図るため、以下のような方法で資源回収を行っています。

資源回収ステーションでの資源回収

区内約 10,000 箇所の資源回収ステーションで、古紙・飲食用ビン・ペットボトル等 8 品目 12 種類を資源回収しています。回収頻度は週 1 回です。

小学校等での拠点回収

小学校等 31 箇所で、古着・廃食用油・不用園芸土・小型家電を回収しています。回収頻度は、毎月第二・第四土曜日の 2 回です。

区施設での資源回収

新聞、雑誌、段ボール、ペットボトル等を回収しています。回収頻度は月 1 回です。

目指す方向性 ③

情報提供と区民参加を推進する

循環型都市の形成は、区民一人ひとりの、「ものを大事にする」、「資源を循環利用する」という習慣によって実現するものです。

資源循環型のライフスタイルが自然と身につくよう、学習の機会づくりを進め、適切な情報を随時発信し、区民参加による取り組みを推進します。

区の施策

□ 子どもを対象とした環境教育

循環型社会を実現するためには、子どもの頃からの習慣づけや子どもを通じた家庭への普及啓発が重要です。子どもたちが興味を持って学べるように、体験型や参加型の環境教育の充実を図ります。

□ 区民・事業者を対象とした環境教育

各種イベントでの啓発や、体験型の環境学習等を実施し、区民や事業者への普及啓発活動に努めます。また、町会・自治会や PTA 等の団体の会合等においてごみの分別等に関する出前講座を実施する等、環境教育の機会を広げていきます。

□ 環境情報の積極的な発信

区のホームページや各種パンフレット等様々な媒体を通して環境やごみ・リサイクルに関する情報を積極的に発信していきます。その際、具体的なごみ・資源の分け方や出し方の説明等、実践的情報を提供します。

□ 区民参加の推進

区民が清掃・リサイクル事業に参画し、区と協働した活動を行えるよう、廃棄物減量等推進審議会との協働や、廃棄物減量等推進員制度を推進します。

主な取り組み

■ 区民

- 小学生ポスター展への参加や、小学生用啓発冊子の活用により、環境に関する知識を習得します。
- 各種イベントに参加します。
- 「ごみ・資源追っかけ隊」に参加します。
- 「ごみ・リサイクルカレンダー」等を活用し、正しいごみ出しを行います。

■ 事業者

- 区 HP や情報誌等で、情報を確認します。
- 地域のイベント等に参加し、区民等への啓発に協力していきます。

■ 区

- 適切な分別とごみ出しの情報を提供します。
- 施設見学会等の実施により、ごみ処理に関する関心を高める機会をつくれます。
- スケルトン清掃車による環境学習や出前講座を実施します。
- 廃棄物減量等推進審議会の運営を実施します。
- 廃棄物減量等推進員制度を実施します。

ーロメモ

▼スケルトン車による環境教育

区では平成14(2002)年から、区内の保育園・幼稚園・小学校を対象に、清掃車の仕組みがわかるように改造した「スケルトン車」等を活用し、子どものころから環境に対する意識の啓発を行っています。



▼廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進および廃棄物の適正な処理等を審議する会議であり、学識経験者・公募の区民等で構成されています。

▼廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量と適正処理に関し区の施策への協力、その他必要な活動を行う制度のことで、

熱意と識見を有する方々から、任期2年で約500人を委嘱しています。

推進員は、自ら発生抑制と分別の徹底を実践するほか、地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談に応じる等の活動を行っています。

目指す方向性 ④

適正処理を推進する

循環資源を有効に利用し、ごみ処理を効率的に行うためには、分別や収集運搬体制等を構築し、適正に排出することが必要です。また、ごみの適正処理はまちの清潔感の向上につながり、まちを訪れる人も住む人も気持ちの良い時間を過ごすことができ、ひいては観光客や居住者の増加にもつながります。

そこで、ごみと資源の分別に関する知識を深め、排出マナーの向上や分別を守った適正な排出に取り組むとともに、より効率的な収集運搬体制の構築を推進していきます。

区の施策

□ 家庭ごみの適正な排出の推進

区民に対して適正な処理を促進するための助言・指導を行います。また、各戸収集・早朝収集や高齢者ふれあい収集等、適正な排出を促す取り組みを進めます。

□ 事業系ごみの適正な排出の推進

事業者に対して適正な処理を促進するための助言・指導を行います。また、事業の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上の大規模建築物については、立ち入り調査を実施して適切な助言や指導を行います。

□ 地域における適正排出の推進


ごみの散乱や不法投棄等を防止し、まちの衛生や美観を保全することが必要です。廃棄物減量等推進員や町会・自治会・事業者等と連携し、ごみの適正排出、資源回収ステーションの維持管理や、カラス対策等の取り組みを進めます。

□ 効率的で環境負荷の少ない収集体制

生活環境を保全するため、ごみ量やごみの性質等を踏まえた効率的な収集運搬体制の構築に努めます。また、ごみ収集時や走行時の環境負荷が少ない車両を使用します。

主な取り組み

■ 区民

 ごみ出しルールを守って適正に分別するとともに、カラス対策等近隣に迷惑のかからない適切なごみ出しを行います。

■ 事業者

- 🌱 適切な廃棄物処理業者に委託します。
- 🌱 量が少ない場合は、区の分別や資源リサイクルシステムのルールに従います。
- 🌱 事業用大規模建築物に係る規制を守ります。

■ 区

- 🌱 区HP・情報誌等で、区民・事業者に分かりやすく情報を提供します。
- 🌱 事業用大規模建築物に係る立ち入り調査を実施します。
- 🌱 効率的な収集運搬体制の構築を推進します。
- 🌱 環境負荷の少ない車両の使用を推進します。

ーロメモ

▼事業用大規模建築物に係る規制

事業用大規模建築物（延床面積3,000平方メートル以上）の所有者は、廃棄物管理責任者の選任届や廃棄物減量のための計画書等を区に提出する必要があります。